

日本コンセントリクス株式会社 行動計画

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画を以下のとおり策定いたします。

1. 行動計画期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日

2. 当社の課題

- 他の雇用形態と比較して正社員に占める女性社員の割合がやや低いため、より働きやすい職場環境の整備や女性が活躍できるポジション作りを検討する必要があります。
- 他の雇用形態と比較して正社員の有給休暇取得率が低い。雇用形態に関係なく社員それぞれに、ワークライフバランスの意識を醸成させ、有給休暇を取得しやすい職場環境作りの推進する必要があります。
- 男女の育児休業取得割合を比較すると、男性の取得率が低い。会社の育児休業制度を積極的に周知し、誰もが育児休業を取得しやすいオープンで風通しのよい環境を整える必要がある。

3. 目標

- 正社員に占める女性社員の割合を高める： 現在：35.3% → 2年後：40%
- 正社員の有給休暇取得率を向上させる： 現在：36.2% → 2年後：50%
- 男性社員の育児休業取得率向上させる： 現在：16.7% → 2年後：40%

4. 取組内容と実施時期

取組1 働きやすい職場環境の整備や女性が活躍できるポジション作り

- 令和4年4月より 9ボックス（人材管理ツール）を活用し、パフォーマンス、ポテンシャルが高い女性社員の育成計画を検討
- 令和4年6月より より柔軟に働きワークライフバランスが取りやすいように、長時間労働の削減について施策を検討
- 令和4年10月より 女性の積極的な採用および活躍促進について、最新トレンドや社内のデータを使い、経営層に向けた継続的な提言活動を検討

取組2 有給休暇を取得しやすい職場環境作り

- 令和4年4月より 人事より、組織毎に有休付与日から6か月経過しても5日取得していない社員を継続的に所属長に報告し、取得を計画してもらう
- 令和4年6月より 有給休暇を取得しやすい環境にするために、管理者の積極的な有給休暇取得を促進する施策の検討

取組3 育児休業を取得しやすいオープンで風通しのよい環境を整える

- 令和4年4月より 育児休業を取得しやすい雇用環境を整備し、妊娠・本人または配偶者の妊娠・出産の申し出をした社員へ育児休業制度等に関する個別の周知・意向確認の措置を実施